

規 則

埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年二月二十一日

埼玉県知事 大 野 元 裕

埼玉県規則第十二号

埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則（昭和四十五年埼玉県規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表第二地方行政機関の表保健所長の項第三十七号委任事務の欄1中「大麻草採取栽培者」を「第一種大麻草採取栽培者」に改め、同欄3中「大麻草採取栽培者名簿」を「第一種大麻草採取栽培者名簿」に改め、同欄8及び9中「大麻草採取栽培者」を「第一種大麻草採取栽培者」に改め、同欄11中「第十二条の四第一項」を「第十二条の七第一項」に改め、同欄12中「第十二条の四第三項」を「第十二条の七第三項」に改め、同欄13中「第十二条の四第四項」を「第十二条の七第四項」に、「大麻草採取栽培者名簿」を「第一種大麻草採取栽培者名簿」に改め、同欄14中「第十二条の五第二項」を「第十二条の八第三項」に改め、「大麻」の下に「又は発芽不能未処理種子」を加え、同号専決事項の欄中「第二十一条第一項」を「第二十二条の三第一項」に改め、「その他大麻」及び「又は大麻」の下に「等」を加える。

附 則

1 この規則は、令和七年三月一日から施行する。ただし、改正後の別表地域機関の表保健所長の項第三十七号委任事務の欄1の事務のうち、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和五年法律第八十四号。次項において「改正法」という。）附則第七条の規定による申請を受理する事務に係る部分は、公布の日から適用する。

2 この規則の施行の際現に改正法附則第四条の規定によりなお従前の例によることとされる大麻草採取栽培者に係る事務については、同条に規定する当該大麻草採取栽培者に係る免許の有効期間内は、改正前の別表第二地方行政機関の表保健所長の項第三十七号の規定は、なおその効力を有する。